

## 企画競争の実施について

平成31年1月4日  
飛騨地域観光協議会  
会長 高山市長 國島 芳明

次のとおり、企画競争を実施します。

### 1. 業務概要

- (1) 名称 飛騨地域観光協議会パンフレット作成業務委託
- (2) 内容 別紙「飛騨地域観光協議会パンフレット作成業務委託仕様書」のとおり

### 2 委託期間

契約締結の日から平成31年3月22日（金）まで

### 3. 企画提案書に盛り込む内容

- (1) 業務内容に関する基本コンセプト、具体的な企画案
- (2) 業務実施体制
- (3) 作業工程
- (4) 法人の概要等
- (5) 参考見積及びその内訳

### 4. 委託費用（上限額）

3,500千円（消費税及び地方消費税分を含む）

### 5. 手続き等

- (1) 企画提案書の提出期限

平成31年1月16日（水） 12:00

- (2) 提出部数

企画提案書を書面で3部（正本1部、副本2部）、およびデータにて提出

- (3) 提出方法及び提出先

以下へ持参または送付（送付記録が残るもの）により提出すること

〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地

飛騨地域観光協議会 事務局 高山市役所商工観光部観光課 担当 中野

TEL : 0577-35-3145 FAX : 0577-35-3167

MAIL : kankou@city.takayama.lg.jp

## 5. 委託事業者の決定

平成31年1月18日（金）

## 6. 参加に際しての留意事項

### (1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合

ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合

エ 企画提案書類に虚偽の記載をした場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

### (2) 無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は無効とする。

### (3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

### (4) 複数提案の禁止

提案者は、複数の提案書の提出はできないものとする。

### (5) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない（軽微なものを除く）。

### (6) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

### (7) 費用負担

提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、全て提案者の負担とする。

## 7. 審査に関する事項

### (1) 審査方法及び契約候補者の選定

ア 審査は飛騨地域観光協議会の委員で構成する審査会による書類審査とし、提出された

企画提案書に対し項目別に評価・採点し、総評価点が最高点の提案者を契約候補者とする。

イ 最高点の者が複数いる場合はそれらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議により順位を決定する。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、契約候補者を選定後、速やかに提案者に通知する。なお、審査内容や結果についての質問や異議申し立て等は一切受けないものとする。

## 8 問合せ先

〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2-18

飛騨地域観光協議会 事務局

高山市商工観光部観光課 誘客戦略係 担当：中野

電 話 : 0577-35-3145

FAX : 0577-35-3167

MAIL : kankou@city.takayama.lg.jp